

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 四〇五
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件 四〇五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 四〇六
- 保安林の指定を解除する予定である件 四〇六
- 公 告
- 随意契約の相手方を決定した件 四〇七
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 四〇七

## 告 示

### 福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年九月二十日から令和七年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 スーパーオートバックス郡山南店 福島県郡山市南二丁目五十八番地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 1 大規模小売店舗を設置する者  
 名称 株式会社ビッグ東北  
 代表者の氏名 代表取締役 丸山 雄平

### 福島県告示第五百三十一号

- 2 住所 福島県郡山市南二丁目五十八番地  
 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 名称 株式会社ビッグ東北  
 代表者の氏名 代表取締役 丸山 雄平  
 住所 福島県郡山市南二丁目五十八番地  
 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和七年五月五日
  - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 千百九十一平方メートル
  - 四 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 1 駐車場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 三十九台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 収容台数 二台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 面積 百三十二平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (一) 位置 別紙図面のとおり  
 (二) 容量 四・四立方メートル
  - 五 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前八時  
 閉店時刻 午後九時五十分  
 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前七時三十分から午後十時まで
  - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 (一) 数 二箇所  
 (二) 位置 別紙図面のとおり
  - 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで
  - 七 届出年月日  
 令和六年九月四日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
 （商業まちづくり課）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年九月二十日から同年十月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）薬王堂須賀川木之崎店 福島県須賀川市木之崎寺前七十一番四ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
  - 1 交通に係る事項
    - 1 通学路における交通安全の観点から、朝・夕の通学時間帯を避け、荷さばきを行うよう配慮すること。
    - 2 街並みづくり等に係る事項
      - (一) 都市計画法について  
届出地は都市計画区域外であり、計画内容から開発許可等が不要と判断されるため、特に支障なし。
      - (二) 屋外広告物について  
店舗新設にあたり、新たに屋外広告物を設置する場合は、福島県屋外広告物条例による許可申請を行うこと。（須賀川市都市計画課へ提出。）
  - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第五百三十二号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年九月二十日から同年十月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第五百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
南会津郡只見町大字叶津字朝草嶽七二三の四四
- 二 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（森林保全課）

**公 告**

## 公告第177号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（税制改正等関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月20日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県庶務システム改修業務（税制改正等関係） 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年8月9日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額  
54,505,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

（職員業務課）

## 公告第百七十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和六年八月に収去した普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年九月二十日

福島県知事 内堀雅雄

令和6年8月分  
（普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査 項目	保証票の検査 その他の検査	
米ぬか油 かす及び その粉末	三和油脂株式会社	特選玉将印 脱脂ぬか	T N、 T P、 T K	—	—

注

- 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるよう必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

（農業総合センター）